

鷹巣阿仁地域合併協議会会議運営規程

（趣旨）

第1条 この規程は、鷹巣阿仁地域合併協議会規約（以下「規約」という。）第10条第3項の規定に基づき、鷹巣阿仁地域合併協議会会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、委員の半数以上の賛成があるときは、公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に関しては、公平・公正な協議の推進に努めるものとする。

（会長等の責務）

第3条 会長は、規約第10条第2項の規定により会議の議長となり、副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

（会議の開閉等）

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣言する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

（会議の進行）

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見の調整ができず、協議の進展に支障が生じた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めるものとする。

（傍聴）

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（会議録）

第7条 議長は、次の各号に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

- （1）開催日時及び場所
- （2）出席委員等の氏名
- （3）議題及び議事の要旨
- （4）その他会長が必要と認めた事項

2 会議録に署名すべき委員は、2名とし、会長が会議において指名する。

（会議録等の公開）

第8条 会議録及び会議に提出された文書は、原則として公開とする。

2 前項の公開は、会長が別に定める方法により行うものとする。

（規律）

第9条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

（関係者の出席）

第10条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明及び意見

を聴くことができる。

（その他）

第 11 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 2 月 9 日から施行する。

鷹巣阿仁地域合併協議会会議運営申し合わせ事項

鷹巣阿仁地域合併協議会の会議運営に関し、必要な事項を次のとおり定めるものとする。

1．代理出席

代理出席は、各町の長にのみ認め、発言できるものとする。ただし、代理の場合は、会長及び副会長の職を代理するものではない。

2．会議資料の取り扱い

- (1) 会議資料は、協議資料（報告事項等を含む）と附属資料に分類する。
- (2) 会議録は全文記録方式とする。
- (3) 会議資料は閲覧資料とし、傍聴者には会議次第のみ配布するものとする。
- (4) 会議資料の閲覧場所は、鷹巣阿仁地域合併協議会事務局及び各町の合併担当課とする。
- (5) 上記に定めるほか、資料の配布、閲覧については会長の判断による。